平成２８年（フ）第３４号
千葉県南房総市千倉町平舘718番地２
債務者　櫻井　輝行
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１３９号
岐阜市春日町２丁目24番地10
債務者　柳川　美幸
１　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１４号
岐阜市西川手１丁目26番地、前住所岐阜市則武東２丁目11番18号
債務者　山口　由真（旧姓畑中）
１　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３９号
岐阜市茜部中島２丁目22番地２、前住所愛知県常滑市住吉町１丁目98番地の15
債務者　喜友名ジーナこと　キユナ　ジーナ　エイズマ（ＫＩＹＵＮＡ　ＧＩＮＡ　ＥＩＳＭＡ）
１　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
岐阜県恵那市岩村町482番地　高松住宅　第53－２－６号室
債務者　安藤　　誠
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１５５号
静岡県富士市元町４番15号レオパレスコンフォート102号
債務者　佐藤　　馨
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１２号
滋賀県東近江市八日市緑町30番32号　パインビレッジ56　104号
債務者　祐野　正雄
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２７号
滋賀県東近江市五個荘北町屋町382番地１　エクセル南天保２　108号室
債務者　富田喜美代
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２８号
滋賀県彦根市芹川町1463番地（３－101号）
債務者　田崎美佐子
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２９１号
兵庫県姫路市御国野町国分寺386番地１　グローバル御国野マンション303
債務者　三村　準子
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３２７号
兵庫県加古川市別府町新野辺3133番地サニーコートＴ’ｓ202号、従前の住所兵庫県高砂市中島３丁目６番61号
債務者　松本　依子
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１９号
広島市南区宇品神田５丁目７番４－206号
債務者　瓜田　明美（旧姓大勢登）
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４００号
広島市西区己斐上３丁目64番７号
債務者　池内　　純
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７７号
広島市西区三篠町２丁目９番５号
債務者　坂田　　悠
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８７号
広島市安佐南区川内５丁目36番10―204号
債務者　山本　英弘
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９７号
広島県山県郡北広島町春木1383番地１（１棟106号）
債務者　齋藤　敦夫
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１０号
広島市安佐南区伴東２丁目17番17―201号
債務者　新宅　寛之
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部